

2 今後の施策の基本的方向と具体的な取組

目標

7. 女性に対するあらゆる暴力の根絶

暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではないが、暴力の現状や男女の置かれている我が国の社会構造の実態を直視するとき、特に女性に対する暴力について早急に対応する必要がある。

女性に対する暴力は、女性に恐怖と不安を与え、女性の活動を束縛し、自信を失わせることで女性を支配し、女性を男性に比べて更に従属的な状況に追い込むものである。男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会の形成についての基本理念の一つとして、「男女の人権の尊重」を掲げている。女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であり、その根絶に向けて努力を続けなければならない。

女性に対する暴力は潜在化しがちであり、社会の理解も不十分で、個人的問題として矮小化されることもある。しかし、女性に対する暴力は多くの人々にかかわる社会的問題であるとともに、男女の固定的な役割分担、経済力の格差、上下関係など我が国の男女が置かれている状況等に根ざした構造的な問題として把握し、対処していくべきである。

女性に対する暴力の問題は、国際的にも重要な課題として位置付けられてきており、女性2000年会議で採択された「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」においても大きく取り上げられ、「北京+10」（第49回国連婦人の地位委員会）においてもその内容が再確認された。

こうした状況を踏まえ、女性に対する暴力を根絶するため、社会的認識の徹底等女性に対する暴力を根絶するための基盤整備を行うとともに、暴力の形態に応じた幅広い取組を総合的に推進する。

(1) 女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり

【施策の基本的方向】

女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されないものであるとの認識を広く社会に徹底することが重要である。男女は平等であり、それぞれの尊厳を重んじ対等な関係づくりを進めることを通じ、暴力を予防し、暴力を容認しない社会の実現を目指し、広報啓発活動を一層推進する。

また、被害者の心身の回復に配慮するとともに、相談しやすい環境を整備し、刑罰法令の的確な運用や関係機関間の連携の推進等女性に対する暴力に対処す

るための体制整備を進める。施策については、それが被害者にとって利用しやすいものであるかどうかという観点から、不断の見直しと改善に努めることが重要である。

加害者については、刑務所等における矯正処遇、保護観察等の社会内処遇の充実・強化を図り、再犯防止に努めていく。また、そうした取組を踏まえ、必要に応じ新たな対応を検討していく。

さらに、女性に対する暴力の発生を防ぐ観点からも、インターネットや携帯電話の普及等の社会情勢の変化に留意しつつ、防犯対策の強化や地域安全活動の推進等の様々な環境整備に努めるほか、被害の状況についての実態を把握するとともに、その結果を社会に広く知らせ、国民の理解を深めるなどにより的確な施策の実施に資する。また、加害者及び被害者となることを防止するための国民一般への働きかけを行っていく必要がある。

〈数値目標〉

「1 現行計画の達成状況・評価」の「(1) 女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり」の【主な政策効果】(4頁)に掲出した「配偶者等からの暴力に関する調査」(平成15年、内閣府)中の各行為について、暴力と認識する人の割合を100パーセントに近づけることを目指す。

【具体的な取組】

- 女性に対する暴力をなくすため、若者や高齢者を含む国民各界各層に対して広報啓発を行う。その際は、加害を予防する観点からは、男性に対して広報啓発を行う視点も重要である。
- 中・長期の相談、カウンセリング・自助グループでの取組等を通じ被害者に対するケアの充実を図る。また、カウンセリングに関する専門家や知見を有する民間団体等と連携しつつ、そのケアに努めていく。
- 職務として被害者と直接接することとなる警察官、検察職員、入国管理局職員、婦人相談所職員等について、被害者の置かれた立場を十分に理解し、適切な対応をとることができるよう、男女共同参画の観点からより一層研修に努めていく。また、司法関係者等に対しても、研修の取組について協力を要請する。
- 女性に対する暴力等の予防・検挙の観点からも、情報化の進展に応じた情報提供に配慮しつつ、安全に関する情報提供等地域に密着した防犯活動を展開していく。
- 女性に対する暴力を助長するおそれのあるわいせつな雑誌、コンピューターソフト、ビデオやインターネット上の情報については、法令に基づいた厳正な取締りに努めるほか、業界による自主規制などの取組を促す。
- 暴力の発生を未然に防ぐため、女性に対する暴力の加害者及び被害者となる

ことを防止する観点からの予防啓発プログラムの作成及びそれを用いた予防のための取組を進めていく。

- 再犯防止の観点から、女性に対する暴力の加害者について、矯正処遇、社会内処遇の充実・強化を図る。
- 女性に対する暴力に関する被害者の支援を行っている民間シェルター等に対しても、連携、支援に努めていく。

(2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

【施策の基本的方向】

配偶者からの暴力は、外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、周囲も気づかないうちに暴力が激化し、被害が深刻化しやすいという特性がある。こうしたことから、平成13年に配偶者暴力防止法が制定された。さらに、被害者の自立支援の明確化等の観点から平成16年に改正法が制定され、同法に基づき、主務大臣において施策の基本的な方針を策定したところである。

配偶者暴力防止法を踏まえ、保護命令制度の適切な運用の実現のための施策と、被害者の自立支援等配偶者からの暴力の防止及び被害者保護等のための施策を進める。また、配偶者からの暴力は児童虐待と関連が深いことにも留意して対応する。

なお、配偶者暴力防止法における配偶者に該当しない交際相手等からの暴力についても、その対応を進める。

【具体的な取組】

- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（平成16年12月2日内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号）に沿って、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護のための施策を積極的に推進する。
- 配偶者暴力防止法に基づき、保護命令制度の適切な運用の実現のための施策に努める。
- 被害者の保護に当たっては、被害者は、配偶者からの暴力で心身ともに傷ついていることに留意するとともに、不適切な対応により、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう留意する。また、地域において関係機関間及び民間団体等との間で緊密な連携を取りながら、被害者の安全の確保及び秘密の保持に十分配慮しつつ効果的な施策の実施を図る観点が重要である。
- 配偶者暴力防止法が対象としている被害者には、日本在住の外国人（在留資格の有無を問わない。）や障害のある者も当然含まれていることに十分留意

しつつ、その立場に配慮する。

- 配偶者暴力相談支援センターにおいては、被害者の自立支援のため、就業の促進等に関する制度の利用等の情報提供を行うことなどが配偶者暴力防止法に明記されているが、被害者の自立を支援するために必要があれば、その他の措置についても、各々の実情を踏まえ、事案に応じ講じる。
- 配偶者暴力相談支援センター等の相談員等については、心理的負担等が多いことを踏まえ、研修の充実等による資質の向上や体制の充実に努める。
- 加害者の更生については、被害者の安全の確保を第一に考えつつ、配偶者暴力防止法の規定に基づき、加害者更生プログラムのあり方等について調査研究を推進する。
- 児童虐待の防止等に関する法律において、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力等の児童に著しい心理的外傷を与える言動についても児童虐待に当たることとされたことを踏まえ、適切な対応に努める。
- 被害者を支援している親族や支援者に対しても、ストーカー規制法を適切に運用するなどにより、その安全の確保に努める。
- 配偶者暴力防止法における配偶者に該当しない交際相手等からの暴力についても、被害者の保護に努める。

(3) 性犯罪への対策の推進

【施策の基本的方向】

性犯罪の被害者は、暴力により身体的精神的に大きな被害を受けるとともに、第三者の心ない言動によっても精神的に大きな傷を負う場合がある。性犯罪に関しては、傷害、逮捕・監禁等の事案において性犯罪の観点からとらえられるものもあることに留意しつつ、加害者の責任を厳正に追及するとの立場に立って、性犯罪捜査員の拡大等の捜査体制の強化を図るとともに、被害者が安心して被害を届け出ることができる環境づくり等の性犯罪の潜在化防止に向けた施策を推進する。また、再犯防止のため矯正処遇、社会内処遇の充実・強化を図るなどの対策も推進する。性犯罪捜査に当たっては、犯罪の特性を十分に踏まえ、被害者の心情に配慮した事情聴取や被害者への情報提供を推進し、関係機関との連携の強化も図りつつ、被害者の精神的負担の軽減に努める。

さらに、被害者が心理的外傷等心身に深い傷を負うとともに、生活に深刻な影響を受けていることに充分配慮し、その被害を回復するための施策の充実に努める。

【具体的な取組】

- 性犯罪に関しては、平成16年の刑法改正の趣旨も踏まえ、厳正に処罰を行う。なお、ポルノ撮影等の際になされる性犯罪についても厳正な取締りに努

める。

- 児童に対する性的虐待については、厳正に対処するという観点とともに、被害児童の負った心身の深い傷を回復させるという観点から、被害児童の心身の状況等に十分な配慮を行いつつ、事案の顕在化に努める。また、顕在化した事案については、刑法（強姦罪）及び児童福祉法（児童に淫行をさせる行為）等を適用して、家庭内における児童に対する性犯罪の加害者を厳正に処罰するなど児童に対する性的虐待を許さない毅然とした姿勢を示す。被害児童に対しては、その心身の状況等を踏まえ、その保護と心身に受けた深い傷の回復に向けた支援に努める。
- 痴漢については、今後も徹底した取締り等により、加害者に厳正に対処していく。また、電車車内における痴漢の防止対策を推進する。
- インターネットによりわいせつ画像を閲覧させるなどの行為について、厳正な取締りに努めるなど、IT技術の進展に対応した取組を推進する。
- 関係省庁間で、性犯罪受刑者の出所後の所在等の情報を共有するとともに、性犯罪者に対する多角的な調査研究を進めるなど、総合的な性犯罪者の再犯防止対策を進める。
- 性犯罪の加害者について、矯正処遇、社会内処遇の充実・強化を図るとともに、教育プログラムの受講の義務付けやそのための体制等について研究・検討していく。
- 盗撮については、刑法の住居侵入罪等として、取締りが行われているところであるが、住居侵入罪に問えない事案においては法定刑が軽いとの指摘もあり、女性の性的尊厳やプライバシー保護の観点に十分配慮し、厳正な取締りに努めつつ、加害者を厳正に処罰するための法整備について検討する。
- 捜査関係者、医療関係者等に対し、PTSD（心的外傷後ストレス障害）以外の精神障害についても傷害罪の対象になり得ることの周知を積極的に図る。
- 被害者からの事情聴取に当たっては、その精神状態等置かれた立場に十分配慮する。弁護人は、被害者に対する尋問に際しては、十分に配慮が求められることにつき、啓発に努める。
- 被害者の心のケアに関する専門家の養成等を通じ、相談活動の充実を図る。
- 被害後の早急な診断・治療、証拠物件の採取等において被害者の負担を軽減するため、全国的に構築している産婦人科医師会等とのネットワークの充実強化に努める。
- 被害者に対する事件の処理結果等の情報提供を促進し、精神的負担の軽減に努める。
- 上記の被害者支援については、関係省庁で連携し、研究者や医師、看護師その他の医療関係者等とも連携して取り組む。

- 性犯罪の防止のために、女性の人権を尊重する啓発活動に努めるべきである。また、学校において、氾濫する情報の中から有益情報の取捨選択ができるような教育を推進する。

(4) 売買春への対策の推進

【施策の基本的方向】

売買春は、性を商品化し、金銭等により売買するものであって、人間の尊厳を傷つけ、人権を軽視するものであり、決して許されるものではない。我が国では、売買春で性の商品化を求められるのはほとんどが女性である。売買春の根絶に向けて、国際的動向にも配意しつつ、関係法令の厳正な運用を行い、取締りを強化するとともに売買春の被害からの女性の保護、社会復帰支援のための取組を進める。

【具体的な取組】

- 搾取を伴う売春の被害者の保護及び自立支援については、婦人相談所と関係諸機関との連携を強化する。
- 児童買春の取締りに今後とも積極的に取り組むとともに、出会い系サイト規制法に基づき、出会い系サイトを利用して児童を性交等の相手方となるように誘引する行為等の厳正な取締りを行う。
- 国民への広報啓発や事業者への働き掛けなど児童による出会い系サイトの利用を防止するための施策を推進する。
- いわゆる援助交際については、これが児童買春につながるものであり、犯罪に巻き込まれるおそれが高いものであることを認識するとともに、児童等が自分を大切にし、売春に走らないような指導啓発を家庭教育、学校教育や社会教育の機会等を通じて推進する。
- 女性の性を商品化するような風潮を一掃するため、買春側の大人に対する社会的、倫理的啓発活動や、女性の人権を尊重する啓発活動を推進する。
- 旅行業界においては、業界団体及び主要な旅行会社が、平成17年3月、国連児童基金（ユニセフ）等が普及推進する「旅行と観光における性的搾取から子どもを保護するための行動規範」への参加を表明したところであり、引き続きこのような業界の自主的な取組を促すとともに、関係法令の遵守徹底のための指導、監督を行う。

(5) 人身取引への対策の推進

【施策の基本的方向】

人身取引は、重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応を

求められている。これは、人身取引が、その被害者、特に女性に対して、深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらし、その被害の回復は非常に困難だからである。人身取引の防止及び撲滅と被害者の保護のため、刑罰法令の厳正な運用とともに、被害者の保護の観点を重視しつつ、総合的・包括的な対策を推進する。

【具体的な取組】

- 平成16年12月7日策定の人身取引対策行動計画に沿って、以下のような関係施策を積極的に推進する。
- 平成17年6月、刑法の改正による人身売買罪等の新設、出入国管理及び難民認定法の改正による人身取引の被害者の保護等に関する規定の整備を図ることなどを内容とする刑法等の一部を改正する法律が国会で成立し、同法が同年7月12日から施行されたことから、改正法の適切な運用により人身取引の撲滅や被害女性の保護等の取組を一層進める。
- 平成17年2月、外国人ホステス等の就労資格等の確認を風俗営業等の営業者に義務づけるなどの人身取引の防止対策等を内容とする風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律の一部を改正する法律案が国会に提出されており、法案成立後には、人身取引の防止に向け、改正法の適切な運用に努める。
- 人身取引を防止するため、出入国管理の強化等に努めるとともに、加害者に対しては、刑罰法令を厳格に適用し、取締りの徹底に努める。また、被害者に対しては、その立場に十分配慮しつつ、法を適切に運用し、保護に努める。
- 婦人相談所においては、必要に応じ適切に被害者の保護を行うとともに、従来の実績、所在地の秘匿性等から、民間シェルター等において、より適切な保護が見込まれる場合等には、人身取引被害者について、一時保護委託を実施する。
- 退去強制事由に該当する人身取引被害者で速やかな帰国を希望する者については、民間シェルターに入居したまま強制退去手続を執って出国を可能とするような方法を検討するほか、国費送還についても弾力的な運用を図る。また、在留の継続が必要な場合は、生命身体への危険が認められないときには民間シェルターへの入居を依頼するなど、事案に応じた臨機応変な連携体制を確保する。
- 被害者は、長期間劣悪な環境下で性風俗営業等での労働を強いられて健康を害している者も多いことから、無料低額の医療が円滑に受けられるようにする。
- 日本語が十分に理解できない被害者に対し、我が国の人身取引対策、特に被害者保護のための取組を周知するため、外国語のパンフレットの作成等工夫をこらした広報を行う。

- 日本語が十分に理解できない被害者に対し、通訳の確保に配慮する。
- 被害者に対しては、必要に応じて、在留資格の変更許可、在留期間の更新許可及び仮放免許可等を弾力的に運用し、被害者の保護に努めるとともに、被害者の中には、在留資格のない者が多く含まれていると考えられるので、被害者であることが確認された者については、事案に応じて弾力的な在留特別許可の運用を行うことにより、その法的地位の安定に努める。
- 独立行政法人国立女性教育会館その他の機関においては、人身取引の防止を図る観点から必要な調査研究・教材の開発等を行う。

(6) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

【施策の基本的方向】

セクシュアル・ハラスメントは、対象となった女性の個人としての名誉や尊厳を不当に傷つけ、人権を侵害するだけでなく、能力発揮を妨げるとともに、生活への深刻な影響を与えるものであり、社会的に許されない行為である。セクシュアル・ハラスメントの中には、犯罪に該当するものもあり、悪質な加害者に対しては、法令等に基づき厳正に対処する。雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメントについては、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」等に基づき、企業に対する周知啓発、指導を強化するとともに、セクシュアル・ハラスメントによって精神上の苦痛を受け、心理的なケアを必要とする者からの相談体制の充実を図る。また、雇用以外の場においても、大学をはじめとする教育機関等におけるセクシュアル・ハラスメントについても、その防止に向けて、徹底した対策をとる。

【具体的な取組】

- 周囲の者の無理解で不用意な言動により被害者の心を更に傷つけることのないようにするとともに、被害者が安心して相談でき、相談の結果が職場等の組織や環境の改善につながるような体制の整備が求められること及び職場等における定期的かつ積極的な研修を実施することなどにつき、企業に対する啓発を行う。
- パンフレットの配布などによる企業等への周知啓発、セクシュアル・ハラスメントの防止対策を講じていない企業やセクシュアル・ハラスメントが生じた場合に適切な対応がなされていない企業に対する是正指導、及び専門的な知識、技術を持ったセクシュアルハラスメントカウンセラーの活用等により、適切な相談対応等を引き続き行う。
- 大学は、相談体制の整備を行う際には、第三者的視点を取り入れるなど、真に被害者の救済となるようにするとともに、セクシュアル・ハラスメントを行った教職員に対しては、懲戒処分も含め厳正な対応を行い、また、再発防

止のための改善策等が大学運営に反映されるよう努める。また、雇用関係にある者の間だけでなく、学生等関係者も含めた防止対策の徹底に努める。

- セクシュアル・ハラスメントを行った教職員に対しては、懲戒処分も含め厳正な対処を行うとともに、教育関係者への研修等による服務規律の徹底、被害者である児童・生徒等、さらにはその保護者が相談しやすい環境づくり、相談や苦情に適切に対処できる体制の整備等を推進する。
- 懲戒処分については、再発防止の観点から、被害者のプライバシーを考慮しつつ、その公表について検討する。
- スポーツ、芸術及び芸能等の分野における指導者等からのセクシュアル・ハラスメント、医療・社会福祉その他の施設等におけるセクシュアル・ハラスメントについても、その防止に努める。

(7) ストーカー行為等への対策の推進

【施策の基本的方向】

ストーカー行為等は、それ自体、被害者の生活の平穩を害する行為であるとともに、行為が次第にエスカレートし、被害者に対する暴行、傷害、ひいては殺人等の凶悪犯罪にまで発展するおそれのあるものである。ストーカー規制法を適切に運用することによって、被害者が早期に相談することができるよう必要な措置を講じ、関係機関が相互に緊密に連携して、被害者の立場に立った迅速かつ適切な対応・支援に努める。また、ストーカー規制法の仕組み、被害者の親族や支援者に対するつきまとい等の行為についてもストーカー規制法の保護の対象となり得ること等について、広報活動を推進する。

【具体的な取組】

- どういう行為がストーカー行為に当たるのか、ストーカー事案に関して、警察がどのような取締りや対応ができるのか、また、被害者の支援者も、つきまとい等があった場合は法の対象となり得ること等について、広報啓発をより一層推進していく。
- 被害者の立場に立ったより適切かつ適正な支援・相談、捜査活動が実施できるように相談員や捜査員の意識の涵養、専門的能力の向上に努める。
- 配偶者からの暴力の被害者の親族や支援者等についても、ストーカー規制法に基づき、親族等の求めに応じて、加害者への警告等を行うことにより、配偶者からの暴力による被害者及びその親族等のより効果的な保護に努めていく。